

議案第 37 号山陽小野田市地方卸売市場条例に対する修正案

議案第 37 号山陽小野田市地方卸売市場条例を次のように修正する。

第 8 条に次の 1 号を加える。

- (4) 附属営業人 市長の許可を受け、市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供するため、市場内の店舗その他の施設において業務を営む者をいう。

第 33 条第 1 項中「、市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供するため」を削り、「市場内の店舗その他の施設において」を「附属営業人として」に改める。

第 52 条第 1 項及び第 58 条第 1 項中「速やかに」を「7 営業日以内に」に改める。